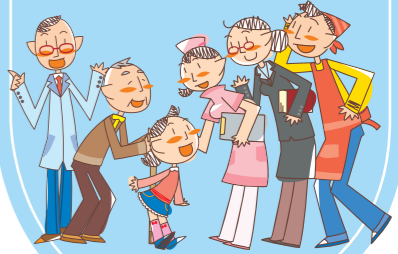


障害者のための各種助成制度を 活用しましょう

【問合せ先】 〓本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ 〓(23)5111(内線2162)



子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度よりも優先されます。

軽度・中等度難聴児補聴器助成制度

難聴児の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象】 〓18歳未満で、両耳の聴力レベルが30db以上70db未満の児童(身体障害者福祉法第15条1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師が、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると判断する児童)
*申請について、詳しくは問い合わせください。

高額障害福祉サービスなど

同一世帯に障害福祉サービスなどを利用する方が複数いる場合、申請により、利用者の負担額を負担上限月額まで軽減できる場合があります。
*申請について、詳しくは問い合わせください。

福祉タクシー等利用券

【対象】 〓市内に居住し、次のいずれかに該当する方(1)〜(3)は普通自動車免許所持者を含む
①身体障害者手帳1・2級所持者
②療育手帳A1・A2所持者

なくなりませんので、必ず期間内に提出してください。

【受付期間】 〓8月12日(金)〜9月12日(月)
*土・日曜日を除く

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者または知的障害者、精神障害者の方に対する医療費の助成制度です。

医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請されると、助成金が振り込まれます。

【対象】 〓次のいずれかに該当される方
▼身体障害者手帳1・2級所持者
▼療育手帳A1・A2所持者(IQ35以下を含む)
▼身体障害者手帳3級に該当し、かつIQ50以下と判定された方
*申請について、詳しくは問い合わせください。

*障害を支給事由とする年金を受給している方、または施設に入所している方は対象外です。

③特別障害者手当

【対象】 〓20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

*施設に入所中の方、または3カ月以上継続して病院・老人保健施設などに入院・入所している方などは対象外です。

【支給額】 〓月額2万6830円
*①〜③の支給額は、いずれも平成28年4月1日現在です。

各種手当に係る所得状況届の提出を!

現在、①〜③を受給されている方は、本年8月から平成29年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給でき

各種手当

①特別児童扶養手当

【対象】 〓20歳未満の重度または中度の障害のある児童を養育している父母など

【支給額】 〓月額

▼1級(重度) 〓5万1500円
▼2級(中度) 〓3万4300円

*認定請求に必要な書類は要件により異なります。詳しくは問い合わせください。

*その児童が障害を支給事由とする年金を受給している場合、または施設(母子入所を除く)に入所している場合は対象外です。

②障害児福祉手当

【対象】 〓20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】 〓月額1万4600円

③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する18歳未満の方で、同一世帯に普通運転免許所持者がいない方
【助成】 〓1万円分の利用券(500円×20枚)

*本市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船のみ有効です。

*施設入所者は対象外です。
【申請方法】 〓障害者手帳など印鑑(スタンプ印を除く)を持参の上、本庁2階障害・社会福祉課または各支所地域振興課で申請してください。
*申請について、詳しくは問い合わせください。

公共交通機関

普通運賃割引制度

第1種身体障害者手帳を所持する方は、バスなどの公共交通機関を利用する際に介護人証を提示すると、本人および介護人の普通運賃が半額になります。

障害福祉の相談窓口

(基幹相談支援センター)

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続きなどの支援を行います。

また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止の



| 基幹相談支援センター(虐待防止センター) | | |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 名称 | 可愛会 | サニーサイド |
| 住所 | 〒895-0065 宮内町2641 | 〒895-0072 中郷町4708-1 |
| 電話番号 | (22)0112 | (21)1221 |
| ファクス番号 | (22)0116 | (20)0598 |

*虐待防止センター：夜間、土・日曜日、祝日受付専用電話 080(5803)5358

ための支援も行います。虐待権利侵害などを受けた、または発見した場合は、速やかに相談・通報してください。

地域福祉の向上と安全・安心をサポートする 保護司の活動について

【問合せ先】 〓本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ 〓(23)5111(内線2162)

保護司とは、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、実質は民間のボランティアです。犯罪をした者や非行のある少年に対し、地域における立ち直り支援や再犯防止のための活動などを行っています。

現在、薩摩保護区保護司会には、本市とさつま町で計83人の会員が在籍しています。

研修会を年4回実施しており、保護観察所より講師を招き、テーマに沿った会員同士の事例発表や意見交換を行っています。

また、新しい会員に対しては、保護対象者との面接を行う際、ベテランの会員が同席するなどして、さまざまな助言や指導も実施しています。

2月に実施した自主研修では、鹿児島市の唐湊にある鹿児島少年鑑別所の主任官を招き、現状の課題などについて講演をいただきました。少年犯罪の場合、保護観察となる事案も多く、保護司との連携が特に重要になることなどを力説されました。入所してきた3割の少年が再犯により戻ってくるという現状があり、大きな課題となっています。

るとの事でした。

8月には、行政、小・中・高校の校長・教頭、警察の関係部署の方を対象に、研修を実施しました。各々の地域や職場でどのような現状があるのかについて、横断的な情報共有を図る場となりました。

また、隔年で県外施設の視察も行っています。一昨年は北九州医療刑務所と鳥栖にある女子刑務所を訪問しました。現場でさまざまな問題を見聞きしたことを、実際の保護司活動に応用しています。

社会問題は複雑化してきており、保護司だけで解決できない事例もたくさんあります。社会全体の問題として、市民の皆さんから情報提供をいただきながら、青少年を取り巻く問題に取り組む、関係団体と連携して活動していくことが不可欠となっています。

薩摩地区更生保護サポートセンター

【所在地】 〓大小路町14番5号(中央公民館内)

【相談日】 〓月〜金曜日10時〜16時
*土・日曜日、祝日、お盆、年末年始を除く
*あらかじめ電話で連絡ください。

☎・☎(41)6196